

消防消第 128 号
令和 5 年 4 月 6 日

各都道府県消防防災主管部（局）長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁消防・救急課長
（公印省略）

各消防本部等に設置のハラスメント等相談窓口担当者向けの相談
窓口の継続設置について（通知）

今般、各消防本部でのハラスメント相談対応時において、相談窓口担当者が
苦慮する事案が生じた際に備えた、相談窓口担当者に向けた相談窓口を「各消
防本部等に設置のハラスメント等相談窓口担当者向けの相談窓口の設置につい
て」（令和 4 年 11 月 22 日付け消防消第 384 号消防・救急課長通知）により開
設しているところですが、令和 5 年度につきましても継続して設置することと
なりました。

引き続き、消防本部における適切なハラスメント相談対応を行っていくた
め、必要に応じて、ご活用いただきますようよろしくお願いいたします。

都道府県にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事
務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

記

1 概要

各消防本部等の相談窓口担当者が、対応に苦慮する相談事案が発生した場
合に専門家に相談することができる窓口です。この相談窓口は、消防庁の委
託事業として専門業者に委託したものとなります。

なお、相談については、メールのみの対応となります。

2 設置期間

令和 5 年 4 月 6 日（木）から令和 6 年 3 月 31 日（日）まで

3 相談対象者

ハラスメント等相談窓口担当者等

4 受付期間

月曜日から金曜日 9時00分から17時00分
(祝日・年末年始(12月29日から翌1月4日は除く))
※返信については、原則2営業日以内に行います。

5 相談先メールアドレス

fdma_harasoudan@soumu.go.jp

6 記載必須項目

相談依頼メール送付時は、以下の点は必ず記載いただきますようお願いいたします。

(1) 件名

【相談】窓口担当者のためのハラスメント等相談について

(2) 本文

- ・都道府県名
- ・団体名
- ・相談者名
- ・相談内容(具体的に記入してください。ただし、相談内容をWord等にまとめている場合は、別紙資料として添付していただいても構いません。)
- ・緊急度(高・中・低)
(※緊急度の判断は、各消防本部の担当者の判断で構いません。)

7 その他

- (1) ハラスメントに該当するか否かの判断を行うことはできませんので、予め御了承ください。
- (2) 委託業者(一般社団法人 日本産業カウンセラー協会)から消防本部等に対する回答は、委託業者からの直接回答となるため、「5 相談先メールアドレス」とは異なりますので、御注意ください。
 - ・表示名：日本産業カウンセラー協会

shobo-harass-soudan@counselor.or.jp

【問合せ先】

消防庁消防・救急課 松本・布施
電話：03-5253-7522
e-mail：shokuin@soumu.go.jp